

◇小林市ひとり親家庭等日常生活支援事業◇



ひとり親家庭が修学、病気、生活環境の変化により一時的に日常生活を営むのに支障が生じた場合に家庭生活支援員を派遣し、生活援助や保育サービスを受けることができる事業です。

〈対象家庭〉

市内に居住するひとり親家庭等（母子家庭・父子家庭・寡婦）のうち、以下のいずれかに該当する家庭が対象。

- ・自立促進に必要な事由（就職活動・技能習得のための通学等）により一時的に支援が必要な家庭。
- ・社会的事由（疾病・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪・転勤・出張・学校の公的行事の参加等）により一時的に支援が必要な家庭。
- ・ひとり親になって間がないこと等により生活環境の激変が生じている家庭。
- ・乳幼児又は小学校に就学する児童を養育し、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合（所定内労働時間の就業を除く）等において定期的に支援が必要な家庭。

〈支援の内容〉

生活援助

- ・病気やけがをした際の食事の世話 ・住居の掃除 ・生活必需品の買い物等
- ・医療機関等との連絡（公共交通機関を利用した同伴通院等）

【場所】派遣対象家庭の居宅

子育て支援

- ・乳幼児の世話 ・児童の生活指導

【場所】家庭生活支援員の居宅／講習会場等職業訓練を受講している場所／
その他ひとり親等が利用しやすい場所



〈支援ができない事例〉

- ・入院の付き添い ・長期的な病気の支援 ・医療行為 ・銀行用務・児童の送迎
- ・家庭生活支援員の車に利用者を乗せて買い物や病院に連れて行くこと

〈支援までの流れ〉

- ①「家庭生活支援員派遣対象家庭登録申請書」に所得課税証明書、住民票を添付し事前の登録をします。
- ②「派遣申請書」を提出していただき、利用内容にあった家庭生活支援員を選定し、支援を行います。

〈派遣日数〉

1世帯につき年10日以内

〈自己負担〉

派遣対象家庭の区分	利用者の負担額（1時間当たり）	
	生活援助	子育て支援
生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当受給水準の家庭	150円	70円
上記以外の世帯	300円	150円

詳しい内容はこども課（TEL 23-1278）までお問い合わせください。